

新潟県公安委員会規則第8号

新潟県警察の交番及び駐在所の名称等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成25年4月26日

新潟県公安委員会

委員長 本 望 雅 子

新潟県警察の交番及び駐在所の名称等に関する規則の一部を改正する規則

新潟県警察の交番及び駐在所の名称等に関する規則（昭和44年新潟県公安委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削り、次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改 正 後				改 正 前			
別表				別表			
署名	名 称	位 置	所 管 区 域	署名	名 称	位 置	所 管 区 域
(略)				(略)			
燕警察署	署所在地		燕市のうち粟生津、下粟生津、高木、上河原、野本、溝、溝古新、田中新、吉田西太田	燕警察署			
	燕駅前交番	(略)	(略)		燕駅前交番	(略)	(略)
	(略)				(略)		
	雀森駐在所	(略)	(略)		雀森駐在所	(略)	(略)
(略)				(略)			
小千谷警察署	小千谷駅前交番	小千谷市東栄1丁目	小千谷市のうち千谷川1・2・3・4丁目、日吉1・2丁目、元町、東栄1・2・3丁目、旭町、本町1・2丁目、平成1・2丁目、上ノ山1・2・3・4・5丁目、稲荷町、城内1・2・3・4丁目、土川1・2丁目、 <u>平沢1・2丁目</u> 、大字蕨生（通称元中子、山寺、蕨生本村、 <u>木津町</u> 、信濃町、 <u>木津団地</u> 、 <u>津山町</u> ）、浦柄、小栗山、南荷頃、横渡、塩谷、上片貝の一部（通称大原、川向）、 <u>桜町</u> 、 <u>平沢新田</u> 、千谷	小千谷警察署	小千谷駅前交番	小千谷市東栄1丁目	小千谷市のうち千谷川1・2・3・4丁目、日吉1・2丁目、元町、東栄1・2・3丁目、旭町、本町1・2丁目、平成1・2丁目、上ノ山1・2・3・4・5丁目、稲荷町、城内1・2・3・4丁目、土川1・2丁目、 <u>船岡1・2・3丁目</u> 、大字蕨生（通称 <u>中央通り</u> 、 <u>元中子町</u> 、 <u>滝原町</u> 、山寺、蕨生本村、 <u>旭町</u> 、 <u>木津</u> 、信濃町）、浦柄、小栗山、南荷頃、横渡、塩谷、上片貝の一部（通称大原、川向）、 <u>桜町</u>

		川		
(略)			(略)	
吉谷駐在所	小千谷市大字西吉谷	小千谷市のうち若葉1・2・3丁目、大字東吉谷、西吉谷、四ツ子、池ヶ原、池中新田、時水、藪川、谷内、両新田、 <u>土川</u>	吉谷駐在所	小千谷市大字西吉谷
山辺駐在所	小千谷市大字上片貝	小千谷市のうち栄町、 <u>船岡1・2・3丁目</u> 、大字上片貝(通称大原、川向を除く。)、山本、西中	山辺駐在所	小千谷市大字上片貝
(略)			(略)	
岩沢駐在所	小千谷市大字岩沢	小千谷市のうち <u>真人町の一部(字芋坂、時之島)</u> 、大字岩沢、豊久新田、川井、川井新田、 <u>塩殿</u>	岩沢駐在所	小千谷市大字岩沢
(略)			(略)	
小栗田駐在所	小千谷市大字小栗田	小千谷市のうち大字小栗田、三仏生、坪野、千谷、山谷	小栗田駐在所	小千谷市大字小栗田
(略)			(略)	

附 則

この規則中別表燕警察署の部の改正は平成25年5月11日から、その他の改正は公布の日から施行する。